

がけ地近接等危険住宅移転事業 補助金制度について

この補助制度は土砂災害等により生命に危険を及ぼすおそれのある区域から、移転する場合に際して補助を行うものです。

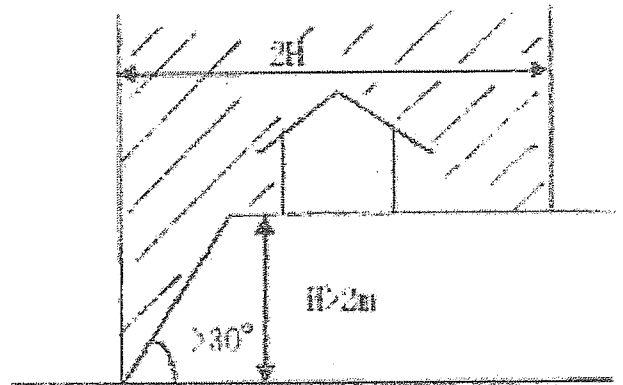
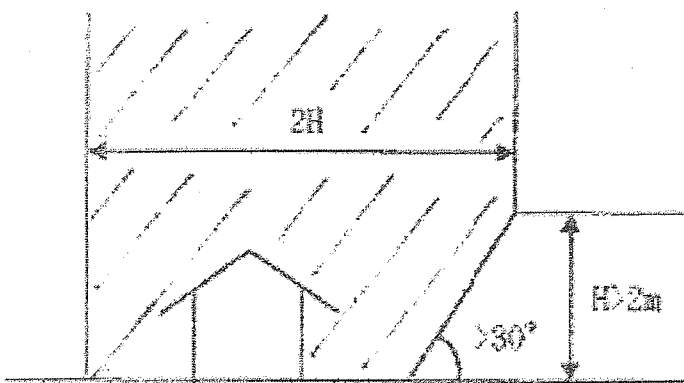
○補助対象となる区域

1. 「**がけ地区域**」: 建築物が高さ 2 m を超えるがけ（がけの角度が 30° を超える土地）に近接する区域。

下図斜線（がけの高さの 2 倍の範囲内にある）区域。

（がけ下の場合）

（がけ上の場合）



※上記区域において昭和 47 年 12 月以前に建築した住宅が対象。

※がけ地区域であることを判断するうえで、建築士または測量士等が実測し作成した配置図及びがけ断面図を要する。

2. 「**災害危険区域**」: 建築基準法に基づき 山形県が指定した災害危険区域

3. 「**土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)**」: 土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民の生命に著しい危害が生ずるおそれがあると 山形県が指定した区域。

以上、3 点のいずれかに該当する場合は対象となります。

※防護壁が設置されているなど 対策が講じられている場合は対象外 になることもあります。

○補助内容

- ・ 除却費

危険住宅の除却に要する経費

1 m²あたり 上限額 32,000 円

- ・ 動産移転費等

引越し等に要する経費

1 戸あたり 上限額 975,000 円

- ・ 住宅建設費

危険住宅に変わる住宅の建設に要する経費

(借入金利子分)

1 戸あたり 上限額 3,250,000 円

- ・ 土地取得費

危険住宅に変わる住宅建設地(土地)の取得に要する経費

(借入金利子分)

1 戸あたり 上限額 960,000 円

※町外へ移転する場合は除却費・動産移転費等のみの補助とする。

※移転元住宅は必ず除却しなければならない。

○留意事項

- ・ 本制度は、国・県・町が一体となった補助制度です。
- ・ 事前手続きが必要なため、移転の計画段階 (移転前年度) からの調整が必要となりますので、本年度8月7日までに問合せください。
- ・ ご不明な点は、下記担当まで問合せください。

問合せ先

真室川町役場建設課内 電話 62-2053

住宅水道係 内線 277